風しんの追加的対策の今後の取扱いについて

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で
令和7年3月31日までに国の事業の抗体検査を行ったか。

行っており、抗体検査の結果、風しんへの免疫が十分でなかった方。

ワクチン不足による特例措置により、
接種期間が2年間延長に
【令和7年4月1日～令和9年3月31日】

令和7年4月1日から5月31日までに接種を希望する場合

市町村で、予算措置ができていれば、居住地内接種が可能。
詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

令和7年6月1日以降に接種を希望する場合

埼玉県住所地外予防接種相互乗り入れを実施予定。
県内であれば、接種可能。

行っていないが、抗体検査を希望する。

令和７年４月１日から風しんの抗体検査は県（感染症対策課）の事業で実施。

予防接種は原則【自費】ですが、市町村によっては予算措置がある場合もありますので、詳しくは、市町村へお問い合わせください。